

第6次芦屋町総合振興計画

実施計画表

令和3年度～5年度



実施計画について

(1) 計画策定の目的

第6次芦屋町総合振興計画に基づき、体系化された施策・事業についてその実効性を考慮しながら事業量・実施時期等を決定し、財政措置を講じて予算編成の指針とするものです。

(2) 実施計画の期間

令和3年度～5年度の3カ年
毎年度向こう3カ年を実施期間とし、ローリング方式により、毎年事業の進捗度を検証しながら調整を図ります。

※ ローリング方式・・・施策・事業の見直しや部分的な修正を、毎年定期的に行うことをいいます。

※本実施計画は令和2年度に策定したものであり、国や県の動向変化などやむを得ない事情が発生した場合は見直しを行うことにしています。

体系図

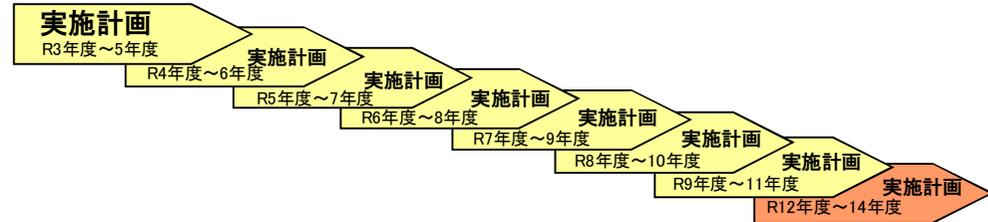
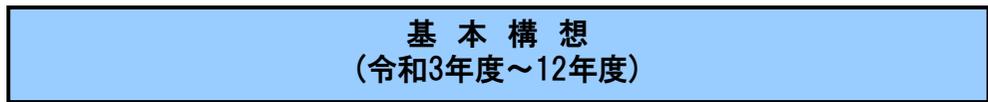
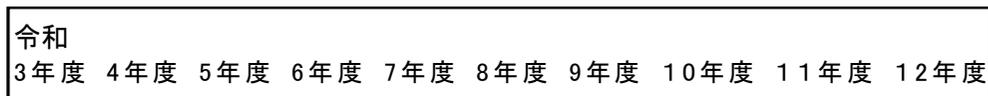
第6次芦屋町総合振興計画 計画期間(令和3年度～12年度)

第6次芦屋町総合振興計画は、目標年度を令和12年度、計画期間を令和3年度から12年度までの10年間とし、基本構想・基本計画・実施計画で構成しています。

【基本構想】（10年間）
芦屋町の将来像と基本目標を掲げ、これを実現するための施策の大綱を定め、まちづくりの基本方向を明らかにするものです。その目標の年次を令和12年度とします。

【基本計画】（5年間）
【前期令和3年度～7年度、後期令和8年度～12年度】
基本構想の施策の体系に基づいて、総合的かつ体系的に施策の方向付けを示すものであり、前期計画と後期計画によって構成されます。

【実施計画】（3年間）
※ローリング方式により毎年度見直し
基本計画で体系化された施策・事業について、その実効性を考慮しながら事業量・実施時期等を決定し、財源措置を講じて予算編成の指針とするものです。



令和2年度実施計画 [令和3年度～5年度]

目次		(頁)
総務課	人事係	1
	庶務係	2～3
企画政策課	企画係	4～5
	地方創生推進係	6～7
	広報情報係	8
芦屋港活性化推進室	事業推進係	9
財政課	契約管財係	10
税務課	課税係	11
	納税係	12
住民課	保険年金係	13
福祉課	高齢者支援係	14
	障がい者・生活支援係	15
健康・こども課	子育て支援係	16～17
	健康づくり係	18

目次		(頁)
産業観光課	農林水産係	19
	商工観光係	20～22
環境住宅課	環境・公園係	23
	地域振興・交通係	24
	住宅係	25～26
都市整備課	土木係	27
	下水道係	28～29
学校教育課	学校教育係	30～31
生涯学習課	社会教育係	32
	公民館・文化係	33
	芦屋釜振興係	34

芦屋町実施計画表 [令和3年度～5年度事業]

総務課 人事係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人材育成	継続	職員の資質向上と能力開発を図るため、計画的な職員研修を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ○新規採用職員集合独自研修 ○内部研修 ○派遣研修 ○自主・行財政調査研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○新規採用職員集合独自研修 ○内部研修 ○派遣研修 ○自主・行財政調査研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○新規採用職員集合独自研修 ○内部研修 ○派遣研修 ○自主・行財政調査研修

芦屋町実施計画表〔令和3年度～5年度事業〕

総務課 庶務係 1

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
防災設備の整備	継続	住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに被害の軽減を図るための防災設備を充実していきます。	○防災倉庫の設置		○防災倉庫の設置
地域情報伝達システムの整備	継続	地域防災力の向上を目指し、戸別受信機を全世帯及び公共施設に配布することで、町内全域に向けた新たな情報伝達手段の確立を図ります。	○芦屋町地域情報伝達システム(戸別受信機)設置工事(2/2年) ○芦屋町地域情報伝達システム保守	○芦屋町地域情報伝達システム保守	○芦屋町地域情報伝達システム保守
自主防災組織の形成支援	継続	災害時の地域住民の「自助」「共助」や防災意識向上のための自主防災組織について、自治区を中心に組織形成の支援を行います。また、形成された組織に対し、講習会や図上訓練など基礎的な活動をおとして、防災意識の向上を図ります。	○活動支援 ○自主防災組織の形成 ○防災土育成事業(受験料等の負担)	○活動支援 ○自主防災組織の形成 ○防災土育成事業(受験料等の負担)	○活動支援 ○自主防災組織の形成 ○防災土育成事業(受験料等の負担)
定期的な防災訓練等の実施	継続	自主防災組織を中心とした避難訓練や要配慮者の避難支援などの防災訓練を行い、日頃の備えや防災意識の向上を図ります。また、芦屋基地と連携した防災活動について協力を進めながら実施します。	○防災訓練の実施	○防災訓練の実施	○防災訓練の実施
水防資機材・備蓄食料の分散配置計画および更新管理事業	継続	現在は水防倉庫として活用されている旧第2分回車庫を解体し、水防資機材・備蓄食料の分散配置を計画的に行い、跡地利用の検討を行います。	○水防倉庫解体工事		
消防団車輛の更新と装備品の整備	継続	消防団が使用する消防車両や装備品を計画的に更新することで地域住民の生命・財産を守るための地域防災力を向上させ、各種災害からの被害軽減に努めます。	○操法用ホース購入	○消防ポンプ自動車購入 ○消防団活動服更新	○操法用ホース購入
防災計画等の整備・更新	継続	防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に至る一連の防災活動を適切に実施するため、地域防災計画をはじめとする各種防災・減災計画やハザードマップ等の新規策定や見直しを行います。	○防災会議の開催 ○地域防災計画の策定 ○ハザードマップ作成	○ハザードマップ 広報同時配布 ○地域防災計画の推進 ○地域強靱化計画の推進	○地域防災計画の推進 ○地域強靱化計画の推進

芦屋町実施計画表 [令和3年度～5年度事業]

総務課 庶務係 2

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
航空機騒音等対策事業	継続	快適な住環境空間を確保するため、航空機騒音被害の軽減について、航空自衛隊芦屋基地などの関係機関に対して働きかけを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○九州防衛局への要望活動 ○芦屋基地への要望活動 ○芦屋町基地対策協議会補助金の交付 ○芦屋町テレビ受信料補助金の交付 ○騒音測定事業(1/3年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○九州防衛局への要望活動 ○芦屋基地への要望活動 ○芦屋町基地対策協議会補助金の交付 ○芦屋町テレビ受信料補助金の交付 ○騒音測定事業(2/3年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○九州防衛局への要望活動 ○芦屋基地への要望活動 ○芦屋町基地対策協議会補助金の交付 ○芦屋町テレビ受信料補助金の交付 ○騒音測定事業(3/3年)
公用車の管理及び更新	継続	公用車の適切な維持管理に努めるとともに、計画的な更新を行います。	○使用頻度検証・更新検討	○使用頻度検証・更新検討	○使用頻度検証・更新検討
文書庫の見直し	継続	文書の適正管理を行うことができるよう書庫を整備し、容量を確保します。	○文書の保存方法、文書庫の設置場所等について検討	○R3年度の検討結果による	○R3年度の検討結果による

芦屋町実施計画表 [令和3年度～5年度事業]

企画政策課 企画係 1

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
芦屋町住民参画まちづくり条例推進事業	継続	「住民参画まちづくり条例」は、町と住民が住民参画によるまちづくりの基本理念を共有し、協働のまちづくりを進めるために制定しているものです。この条例の発展的見直しと、住民参画のまちづくりについて審議するために住民参画推進会議を設置するとともに、この条例を具体化するためのひとつの取り組みとして、行動計画を策定し、住民との協働を推進します。	○住民参画推進会議の開催 ○職員研修の検討	○住民参画推進会議の開催 ○職員研修はR3年度検討結果による	○住民参画推進会議の開催 ○職員研修はR3年度検討結果による
耐震改修等事業	継続	住民の生命及び財産を地震による災害から守るため、「芦屋町耐震改修促進計画」に基づき公共施設の耐震改修および住宅の耐震化を推進します。	○芦屋町耐震改修促進計画の進行管理	○芦屋町耐震改修促進計画の進行管理	○芦屋町耐震改修促進計画の進行管理
大規模盛土造成地の滑動崩落対策の推進	新規	国土交通省が示す「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン」に基づき、滑動崩落対策を推進します。	○滑動崩落対策の推進に向けた検討	○R3年度の検討結果による ○R3年度の検討結果を踏まえ第2次スクリーニング計画の公表	○R3年度の検討結果による
都市計画道路の見直し	新規	「福岡県都市計画道路検証方針」に基づき、見直し候補路線となった都市計画道路について、都市計画の変更手続きを行います。	○都市計画審議会の開催 ○都市計画道路見直し(1/2年)	○都市計画審議会の開催 ○都市計画道路見直し(2/2年)	
都市計画基礎調査の実施	新規	都市計画法第6条に基づき、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などの現況及び将来の見通しについて調査を行います。	○都市計画基礎調査		
行政評価制度(目標管理制度)の推進	継続	各事業の有効性及び必要性を客観的に評価し、事業の適正化・効率化を図るとともに、PDCAサイクルを確立します。	○目標管理制度運用	○R3年度の検討結果による	○R3年度の検討結果による

芦屋町実施計画表 [令和3年度～5年度事業]

企画政策課 企画係 2

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
遠賀中間広域連携プロジェクトの推進	継続	福岡県の地域振興の取り組みとして、福岡県と遠賀郡4町・中間市による「遠賀中間地域広域連携プロジェクト推進会議」を設置しています。地域全体の振興を図るため市町が連携した各種取り組みを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○「水辺のくに博覧会」事業の実施 ○遠賀中間魅力発見・体験プロジェクトの実施 ○次期プロジェクトの検討 	○次期プロジェクトの検討結果による	○次期プロジェクトの検討結果による
指定管理者制度に関する事務	継続	公の施設における、利用者サービス向上や維持管理経費削減のため、指定管理者制度の導入を推進します。また導入済みの施設においては、更新時期における次期指定管理者の選定を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○選定委員会の開催 ・山鹿保育所 施設譲渡に向けた運営状況評価 ○次年度の指定管理者に係る協議(海浜公園、アクアシアン) 	<ul style="list-style-type: none"> ○選定委員会の開催 ・海浜公園、アクアシアン 次期指定管理者選定 ○次年度の指定管理者に係る協議(子育て支援センター、老人憩の家) 	<ul style="list-style-type: none"> ○選定委員会の開催 ・子育て支援センター・老人憩の家 次期指定管理者の選定 ○山鹿保育所については民間譲渡手続きの状況による
公共施設等総合管理計画の推進	継続	公共施設等総合管理計画を推進し、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置の実現を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設等総合管理計画の改定 ○計画に基づき進行管理 	○計画に基づき進行管理	○計画に基づき進行管理
総合振興計画・住民意識調査に関する事務	変更	総合振興計画は長期的な展望のもと町の将来像を明確にし、その実現に向けた基本的な考え方や方針を総合的、体系的にまとめた町の最上位計画であり、芦屋町の経営方針です。その見直しを行い次期計画を策定します。	<ul style="list-style-type: none"> ○第6次総合振興計画(概要版) 広報同時配布 ○住民意識調査結果の活用 ○住民意識調査の内容の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民意識調査の実施 ○住民意識調査結果の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民意識調査結果の活用 ○住民意識調査の内容の検討

芦屋町実施計画表 [令和3年度～5年度事業]

企画政策課 地方創生推進係 1

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
あしや観光大使の推進	継続	町民及び芦屋町にゆかりのある方(芦屋町出身者等)が、芦屋の良さを多くの方に発信してもらえるよう「あしや観光大使」として任命し、様々な機会での町のプロモーション活動を行ってもらう取り組みを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○観光大使委嘱更新 ○新規観光大使の委嘱を検討 ○PR動画制作 ○観光大使による芦屋ブランド認定品のPR 	○R3年度検討結果による	○R3年度検討結果による
不法係留船対策の促進	継続	遠賀川水系には不法に係留されているプレジャーボート等が多数あり、多くの問題が発生しています。そこで、九州地方整備局と福岡県に本格的な不法係留船対策を要望します。	<ul style="list-style-type: none"> ○国・県に対し、第4期(その3)、第5期の早期取組と受入施設確保の取組について要望 ○国(遠賀川河川事務所)・県への要望 	<ul style="list-style-type: none"> ○国・県に対し、第4期(その3)、第5期の早期取組と受入施設確保の取組について要望 ○国(遠賀川河川事務所)・県への要望 	<ul style="list-style-type: none"> ○国・県に対し、第4期(その3)、第5期の早期取組と受入施設確保の取組について要望 ○国(遠賀川河川事務所)・県への要望
中央病院跡地利用の検討	継続	H30年3月に移転した芦屋中央病院の施設や土地について、有効利用・活用方策を検討します。	○既存建物、土地の活用について検討	○R3年度検討結果による	○R3年度検討結果による
がんばれ芦屋町ふるさと応援寄付金の充実	継続	芦屋町を応援していただける方からの、「ふるさと納税制度」による寄付金として、「がんばれ芦屋町ふるさと応援寄付金」を設けています。寄付金は基金に積み立て、適切に管理し、8つの活用目的から、寄付をいただいた方の思いに沿って、有効に活用します。	<ul style="list-style-type: none"> ○寄付の呼びかけ ○返礼品の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○寄付の呼びかけ ○返礼品の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○寄付の呼びかけ ○返礼品の充実

芦屋町実施計画表〔令和3年度～5年度事業〕

企画政策課 地方創生推進係 2

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域おこし協力隊の推進	継続	町内外への魅力発信や人材のネットワーク化などといったコーディネートを行う人材を、総務省の地域おこし協力隊制度を活用して導入します。	○地域おこし協力隊活動(1/3年) ○新期生導入の検討	○地域おこし協力隊活動(2/3年) ○新期生導入についてはR3年度の検討結果による	○地域おこし協力隊活動(3/3年) ○新期生導入についてはR3年度の検討結果による
戦略的情報発信プロジェクト	継続	町の情報の収集や発信が集約できる仕組みづくり(ポータルサイトなど)や、SNSなどを活用した効果的な情報発信を推進します。さらに、イメージキャラクターやロゴマークを活用するとともに、プロモーションツールの製作を展開し、統一イメージでの町の情報発信を推進します。	○デザイナー雇用 ○ポロシャツ作成	○デザイナー雇用 ○ポロシャツ作成	○デザイナー雇用 ○ポロシャツ作成
まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進	継続	「芦屋町人口ビジョン」「第2期芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、各施策を推進します。	○総合戦略の評価・検証 ○推進委員会の開催 ○移住支援事業費補助金の交付	○総合戦略の評価・検証 ○推進委員会の開催 ○移住支援事業費補助金の交付	○総合戦略の評価・検証 ○推進委員会の開催 ○移住支援事業費補助金の交付
映画誘致の推進	継続	地域外への芦屋町の知名度の向上や、経済効果、ロケに携わることにより地域住民が参画する契機として有効である映画ロケ地誘致を推進します。	○映画誘致の検討	○R3年度検討結果による	○R3年度検討結果による
町制130周年事業	継続	芦屋町は、R3年に町制施行130周年の節目を迎えます。この節目に、芦屋の歴史や文化を再認識する事業及び地域の人々のつながりを強める事業などを実施することで、「ふるさと意識の醸成」や「地域の活性化」を推進します。	○精華女子高等学校吹奏楽コンサート ○NHK公開番組 ○芦屋音頭の再録音 ○芦屋サンバの再録音		
大学連携の推進	継続	様々な分野で連携を行うことにより、大学の知見やノウハウ、学生の若いパワーを活かした事業の推進や町民との交流による地域づくりを推進します。	○芦屋町包括的地域連携事業補助金の交付 ○連携事業の実施に向けた調整	○芦屋町包括的地域連携事業補助金の交付 ○連携事業の実施に向けた調整	○芦屋町包括的地域連携事業補助金の交付 ○連携事業の実施に向けた調整

芦屋町実施計画表〔令和3年度～5年度事業〕

企画政策課 広報情報係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
広報あしやの充実	継続	町の取り組みや計画、事業や制度のお知らせなど、町の情報を提供するために、広報を発行しています。必要な情報をよりわかりやすく、積極的に提供できるよう内容の充実に取り組んでいきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙の発行 ○ 広報の発行回数の変更(月2回→月1回) ○ ユニバーサルデザインフォントの導入 	○ 広報紙の発行	○ 広報紙の発行
Wi-Fiスポットの整備	新規	町内の公共施設・観光施設を主に無線LAN環境を整備し、無料Wi-Fiスポットとして一般に解放します。これにより、施設利用者のインターネットを通じた芦屋町の情報取得や、各種SNSを通じた情報発信に際しての利便性向上を図るほか、災害時の情報伝達手段としても利用します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災Wi-Fiの維持管理 ○ 防災Wi-Fiの導入(2施設) 	○ 防災Wi-Fiの維持管理	○ 防災Wi-Fiの維持管理
番号利用事務系システムの維持管理及び更新	変更	住民サービスの提供と行政事務の効率化や正確性・信頼性を保持するため、番号利用事務系システム(ハード、ソフト)の保守や改善のための更新を実施します。 ※番号利用事務系システムとは、住民・税・国保・年金などの情報が入っている電子システムです。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 番号利用事務系システムの共同運用・業務の標準化の推進 ○ 自治体間ネットワークの維持 ○ 電算機器の維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 番号利用事務系システムの共同運用・業務の標準化の推進 ○ 自治体間ネットワークの維持 ○ 電算機器の維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 番号利用事務系システムの共同運用・業務の標準化の推進 ○ 自治体間ネットワークの維持 ○ 電算機器の維持管理
LGWAN系、インターネット系システムの維持管理及び更新	変更	行政事務の効率化や正確性を維持するため、電算機器やネットワークの適切な維持管理と計画的な更新を行うことで、電算システムの安定運用に努めます。 ※LGWAN系、インターネット系システムとは、主に情報の伝達・共有・管理を目的とした電算システムです。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電算機器の維持管理 ○ 電算機器の更新 ○ GISの更新 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電算機器の維持管理 ○ 電算機器の更新 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電算機器の維持管理 ○ 電算機器の更新
情報化基本計画の策定と推進	継続	高度情報化社会に対応できる質の高い行政サービスの提供や、簡素で効率的な電算システムの実現を図る計画である「芦屋町情報化基本計画」を策定します。また「芦屋町情報化基本計画」を進めるため情報化アクションプランを策定・推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報化アクションプラン(後期)の推進と事業の見直し ○ ICT業務継続計画の推進 	○ ICT業務継続計画の推進	○ ICT業務継続計画の推進
電算システムの共同化	継続	電算システム運用の効率化及びコスト削減のため、他市町村との共同利用を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺機器の共同利用 ○ 電算システムの共同利用 ○ オープンデータサイトの公開 ○ データバックアップサービスの利用 ○ AI、RPAの導入の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺機器の共同利用 ○ 電算システムの共同利用 ○ オープンデータサイトの公開 ○ データバックアップサービスの利用 ○ AI、RPAの導入の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺機器の共同利用 ○ 電算システムの共同利用 ○ オープンデータサイトの公開 ○ データバックアップサービスの利用 ○ AI、RPAの導入の検討
グループウェアの更新	新規	職員が利用する庁内グループウェアを更新します。	○ グループウェアの更新	○ グループウェアの維持管理	○ グループウェアの維持管理

芦屋町実施計画表 [令和3年度～5年度事業]

芦屋港活性化推進室 事業推進係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
芦屋港活性化の推進	継続	<p>地方港湾である芦屋港は物流港として福岡県が維持管理していますが、広大な背後地を含め物流港として十分な機能が発揮されていません。そのため、観光レジャー要素を持つ港として、芦屋町の活性化に寄与する施設や機能の導入を図り、海を活かした地方創生を目指すものです。</p> <p>H30年度に策定した芦屋港活性化基本計画(R元年度一部変更)をもとに、これまでに福岡県との管理運営基本協定の締結や、法定手続きである港湾計画の一部変更が福岡県により行われました。これをもとに、海浜公園を含めた一体的な空間形成を目指し、福岡県と協力し事業を推進していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○管理運営・外部人材登用にに関する調査検討 ○既存港湾施設民間活力導入調査検討 ○機運醸成事業(テストマーケティング等) ○海釣施設の開放にむけた協議調整 ○海釣協議会によるマナー啓発等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○R3年度の管理運営方法、外部人材登用にに関する検討結果による ○R3年度の既存港湾施設民間活力導入検討結果による ○機運醸成事業(テストマーケティング等) ○海釣施設の開放にむけた協議調整 ○海釣協議会によるマナー啓発等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○R3年度の管理運営方法、外部人材登用にに関する検討結果による ○R3年度の既存港湾施設民間活力導入検討結果による ○機運醸成事業(テストマーケティング等) ○海釣施設の開放にむけた協議調整 ○海釣協議会によるマナー啓発等の推進
里浜づくり事業の促進	継続	<p>芦屋海岸は、芦屋港の建設以降、港の西側に広大な砂浜が広がり始め、堆積した砂が近隣の住宅地まで飛び、飛砂による被害の問題が発生しています。このような問題解決のため、人工構造物ではない、松の植栽等による里浜づくり事業が福岡県により実施されてきました。飛砂軽減効果は出ていますが、芦屋海岸への砂の堆積対策や里浜の維持管理について、管理者である福岡県との協議や要望を行います。また、今後は植樹した松の生育や育成活動組織(協議会等)の形成に向け県と協議しながら推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○堆砂の除去、堆砂対策、維持管理に関する福岡県との協議及び福岡県への要望 ○松の生育・育成活動組織(協議会等)設置の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○堆砂の除去、堆砂対策、維持管理に関する福岡県との協議及び福岡県への要望 ○R3年度の松の生育・育成活動組織(協議会等)設置の検討結果による 	<ul style="list-style-type: none"> ○堆砂の除去、堆砂対策、維持管理に関する福岡県との協議及び福岡県への要望 ○R3年度の松の生育・育成活動組織(協議会等)設置の検討結果による

芦屋町実施計画表 [令和3年度～5年度事業]

財政課 契約管財係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
城山公園横町有地崩落対策事業	継続	風雨の影響により、崩落を繰り返している城山公園横の町有地について、測量・調査を行い、崩落対策を実施します。	○財源・残土処理方法等検討	○城山公園横町有地崩落対策工事実施設計	○R4年度実施設計結果による
城ヶ浦町有地(旧農業用ため池)管理事業	新規	現在利用されていない農業用ため池の堤体の調査、及び必要に応じて堤体の撤去を実施します。	○城ヶ浦旧農業用ため池堤体調査	○R3年度の調査結果による	○R3年度の調査結果による
庁舎適正管理事業	新規	芦屋町役場(庁舎)個別施設計画に基づき、庁舎及び付属設備の計画的な改修・修繕等を行います。	○庁舎電話機器更新 ○庁舎照明LED化検討	○庁舎屋上防水改修工事実施設計 ○庁舎照明LED化工事(その1)	○庁舎屋上防水改修工事 ○庁舎照明LED化工事(その2)
入札手続等デジタル化事業	新規	非接触型の事務処理及び事業者の負担軽減等のため、事業者の指名登録、登録した情報の管理や契約状況の管理、並びに入札手続きについて、デジタル化を図ります。	○電子入札システム等導入検討	○R3年度の検討結果による	○R3年度の検討結果による

芦屋町実施計画表 [令和3年度～5年度事業]

税務課 課税係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
航空写真更新業務	新規	課税客体である土地や家屋の形状変化を的確に把握するため、航空写真を更新します。	○航空写真更新業務の検討	○航空写真更新業務の検討	○R3、4年度の検討結果による

芦屋町実施計画表 [令和3年度～5年度事業]

税務課 納税係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
税の収納率向上	継続	税の収納率向上を図るため、未納者に対する徴収強化の対策を実施するとともに、国税徴収官OBを雇用し徴収体制を強化するなどの取り組みにより、自主財源の確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○督促状の発送 ○催告書の発送 ○滞納処分の実施 ○徴収事務連絡調整会議の実施 ○滞納整理指導員の雇用 	<ul style="list-style-type: none"> ○督促状の発送 ○催告書の発送 ○滞納処分の実施 ○徴収事務連絡調整会議の実施 ○滞納整理指導員の雇用 	<ul style="list-style-type: none"> ○督促状の発送 ○催告書の発送 ○滞納処分の実施 ○徴収事務連絡調整会議の実施 ○滞納整理指導員の雇用

芦屋町実施計画表 [令和3年度～5年度事業]

住民課 保険年金係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
子ども医療費支給制度	継続	対象となる子どもがいる世帯の経済的負担軽減と疾病の早期発見・早期治療促進のため、保険診療による医療費の自己負担分を助成します。	○子ども医療費の支給	○子ども医療費の支給	○子ども医療費の支給
国民健康保険事業の運営安定化	継続	国民健康保険制度は、県の補助金と国民健康保険税で運営されています。しかし医療費の増大や税収の減少などにより、運営基盤が脆弱なため、医療費の削減に努めるとともに、国民健康保険事業の運営安定化に努めます。	○特定健診及び特定保健指導の促進 ○ジェネリック医薬品の普及促進等による医療費の削減 ○国保税率の改正の検討	○特定健診及び特定保健指導の促進 ○ジェネリック医薬品の普及促進等による医療費の削減 ○国保税率の見直しは、R3年度の検討結果による	○特定健診及び特定保健指導の促進 ○ジェネリック医薬品の普及促進等による医療費の削減

芦屋町実施計画表〔令和3年度～5年度事業〕

福祉課 高齢者支援係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
敬老祝金	継続	高齢者の方の長寿を祝うため、満70歳、77歳、88歳、100歳を迎える方に敬老祝金を支給します。	○敬老祝金の支給	○敬老祝金の支給	○敬老祝金の支給
老人憩の家建替え事業	継続	高齢者の健康の増進、教養の向上等を目的に設置された町内3ヶ所の老人憩の家は、設置後40年以上経過し、老朽化が著しく建替えが必要となっています。そのため、今後の施設のあり方について、公共施設総合管理計画、財政負担、住民ニーズなどを踏まえ、検討します。	○老人憩の家のあり方の検討	○R3年度の検討結果による	○R3年度の検討結果による
老人憩の家の指定管理者制度による管理運営	継続	町内3ヶ所にある老人憩の家について、サービスの向上と経費削減を目的に、指定管理者制度による管理運営を行います。	○指定管理者による運営(1/3年)	○指定管理者による運営(2/3年) ○老人憩の家建替等の状況を踏まえて、施設管理、運営方法のあり方を検討	○指定管理者による運営(3/3年) ○R4年度の検討結果による
介護予防事業	継続	介護が必要となる状態を予防するために、高齢者の方に対し介護予防教室や訪問指導・相談などを行います。	○介護予防把握事業 ○介護予防普及啓発事業 ○地域介護予防活動支援事業 ○一般介護予防事業評価事業 ○地域リハビリテーション活動支援事業 ○介護予防・生活支援サービス事業 ○包括的支援事業(生活支援サービス)	○介護予防把握事業 ○介護予防普及啓発事業 ○地域介護予防活動支援事業 ○一般介護予防事業評価事業 ○地域リハビリテーション活動支援事業 ○介護予防・生活支援サービス事業 ○包括的支援事業(生活支援サービス)	○介護予防把握事業 ○介護予防普及啓発事業 ○地域介護予防活動支援事業 ○一般介護予防事業評価事業 ○地域リハビリテーション活動支援事業 ○介護予防・生活支援サービス事業 ○包括的支援事業(生活支援サービス)
高齢者福祉計画の策定・推進	継続	福岡県介護保険広域連合の策定する介護保険事業計画と相互に補完し合いながら、地域包括ケアシステムの深化、推進を図り、高齢者の福祉を増進するための計画を策定し、推進します。	○地域包括ケア推進委員会の開催	○地域包括ケア推進委員会の開催 ○第9期芦屋町高齢者福祉計画策定(1/2年)	○地域包括ケア推進委員会の開催 ○第9期芦屋町高齢者福祉計画策定(2/2年)
成年後見制度利用促進計画の策定・推進	変更	認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などに対し、後見人支援や地域連携ネットワークのコーディネートなどを行うことで、本人により沿った支援を行います。	○芦屋町後見人支援協議会の開催 ○地域福祉計画推進委員会の開催	○芦屋町後見人支援協議会の開催 ○地域福祉計画推進委員会の開催	○芦屋町後見人支援協議会の開催 ○地域福祉計画推進委員会の開催

芦屋町実施計画表〔令和3年度～5年度事業〕

福祉課 障がい者・生活支援係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
芦屋町障害者計画及び芦屋町障害福祉計画の推進	継続	「第3期芦屋町障害者計画」及び「第6期芦屋町障害福祉計画」を策定し、障がい者施策を推進しています。障がい者施策を一体的かつ継続的に推進していくため、それぞれの計画期間が満了する時期に新たな計画を策定します。	○障害福祉計画推進委員会の開催	○障害福祉計画推進委員会の開催 ○第4期障害者計画の策定(1/2年)	○障害福祉計画推進委員会の開催 ○第4期障害者計画の策定(2/2年) ○第7期障害福祉計画の策定
障がい者が必要とするサービスの適切な提供	継続	障がい福祉サービス(障がい児や障がい者に対して、その障がいの種類に関わらず利用者への個別給付として、国より全国一律に提供されるサービス)及び地域生活支援事業(障がい児や障がい者が、その障がいの特性に応じて自立した生活を営むことができるように、地域の特性や利用者の状況に応じ市町村によって実施される事業)の提供を行います。	○障がい福祉サービスの提供 ○地域生活支援事業の提供	○障がい福祉サービスの提供 ○地域生活支援事業の提供	○障がい福祉サービスの提供 ○地域生活支援事業の提供
障害者支援センターさくら空調機改修工事	新規	遠賀郡4町で運営している「障害者支援センターさくら」の空調設備の老朽化に伴い、改修工事を行います。		○空調改修工事	

芦屋町実施計画表〔令和3年度～5年度事業〕

健康・こども課 子育て支援係1

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
山鹿保育所の管理運営事務(指定管理者制度)	継続	保育サービスの充実を図るとともに、効率的な保育所運営を実現するため、民間譲渡を前提とした指定管理者制度による管理運営を行います。	○指定管理者による運営(4/5年) ○施設譲渡に向けた運営状況評価	○指定管理者による運営(5/5年) ○R3年度の評価結果による	○R3年度の評価結果による
子育て支援センターの管理運営事務(指定管理者制度)	継続	子育て中の親子が気軽に集い、情報交換や交流ができる子育て支援センターについて、育児相談や子育て支援サービスを充実させるとともに、効率的な施設運営を図るため、指定管理者制度による管理運営を行います。	○指定管理者による運営	○指定管理者による運営 ○次年度の指定管理者に係る協議	○指定管理者による運営 ○次期指定管理者の選定
放課後児童クラブの充実	継続	小学校下校時に家庭に保護者が不在となる児童を対象に、各小学校区に学童クラブを設置・運営するとともに、学童クラブの充実を図ります。	○学童クラブの運営	○学童クラブの運営	○学童クラブの運営
子ども・子育て支援事業計画推進	継続	「芦屋町子ども・子育て支援事業計画」を推進することで、芦屋町の子ども・子育て支援を効果的に実施します。また、子ども・子育て会議を開催し、計画に定める事業の推進状況の点検・評価を行います。	○子ども・子育て支援計画の推進 ○子ども・子育て会議開催	○子ども・子育て支援計画の推進 ○子ども・子育て会議開催	○子ども・子育て支援計画の推進 ○子ども・子育て会議開催
山鹿保育所改修工事	継続	山鹿保育所施設の外部改修工事を行うことにより、施設改善を図ります。	○内部等改修工事実施設計	○内部等改修工事実施設計による	
保育料徴収に関する業務	継続	保育所保育料の未納者に対する徴収を強化し、徴収率の向上を図ります。	○徴収業務の実施(電話催告・督促状送付・不納欠損等)	○徴収業務の実施(電話催告・督促状送付・不納欠損等)	○徴収業務の実施(電話催告・督促状送付・不納欠損等)

芦屋町実施計画表 [令和3年度～5年度事業]

健康・こども課 子育て支援係2

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
子ども家庭総合支援拠点の設置	新規	子どもの身近な場所で、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、相談対応、訪問等による継続的なソーシャルワークを行う拠点として子ども家庭総合支援拠点を設置します。	○子ども家庭総合支援拠点の設置の検討	○R3年度の検討結果による	
小中学生放課後学習支援教室の設置	新規	小中学生を対象とした、無料で利用できる学習支援の場を兼ねた居場所づくりを行います。	○教室の実施	○教室の実施	○教室の実施
私立保育所建替え補助事業	新規	「私立保育園、私立幼稚園及び私立認定こども園施設整備等補助金」等を交付し、老朽化した私立保育所の建替えを支援します。	○私立保育園、私立幼稚園及び私立認定こども園施設整備等補助金の交付		

芦屋町実施計画表〔令和3年度～5年度事業〕

健康・こども課 健康づくり係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子保健事業	継続	発達上支援の必要な乳幼児・児童とその保護者に、心と身体の総合的な発達指導を行うことで、疾病や障がいへの移行を最小限にし、乳幼児の健全な発達を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ほほえみ教室の実施 ○ほほえみ相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ほほえみ教室の実施 ○ほほえみ相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ほほえみ教室の実施 ○ほほえみ相談の実施
特定健診・特定保健指導の充実	継続	第3期特定健康診査等実施計画・第2期データヘルス計画に基づき、40～74歳の国民健康保険被保険者を対象に、生活習慣病予防のための健診と保健指導を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ○受診率向上推進プランの実施 ○特定健診の実施 ○特定保健指導の実施 ○未受診者医療情報収集の実施 ○運動教室の実施 ○特定健診受診率向上事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○受診率向上推進プランの実施 ○特定健診の実施 ○特定保健指導の実施 ○未受診者医療情報収集の実施 ○運動教室の実施 ○特定健診受診率向上事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○受診率向上推進プランの実施 ○特定健診の実施 ○特定保健指導の実施 ○未受診者医療情報収集の実施 ○運動教室の実施 ○特定健診受診率向上事業
産後ケア事業	新規	医療機関や助産院で母親と乳児のケアや、育児相談などが受けられる「産後ケア事業」を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ショートステイ型の産後ケアの実施 ○デイサービス型の産後ケアの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ショートステイ型の産後ケアの実施 ○デイサービス型の産後ケアの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ショートステイ型の産後ケアの実施 ○デイサービス型の産後ケアの実施
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	新規	高齢者の心身に関する多様な課題に対応するため、後期高齢者などを対象に健康づくり教室などの通いの場で、保健師による健康相談や保健指導などを実施することにより、町民の健康寿命の延伸を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の健康課題の分析 ○地域保健事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の健康課題の分析 ○地域保健事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の健康課題の分析 ○地域保健事業

芦屋町実施計画表 [令和3年度～5年度事業]

産業観光課 農林水産係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
汐入川の整備等	継続	山鹿地区を縦断している汐入川は、山鹿表耕地の農業用水として利用していますが、老朽化により堤体に穴が開いたり、堤体の底より土砂が吸い出される状況です。そのため、県による整備事業の推進について協議を進め、改修を行います。	○農業用水路等長寿命化・防災減災事業		
農業用施設適正管理事業	継続	農業用施設(農道・農道橋・水路等)の老朽化状況の調査及び修繕等、適切な維持管理を行うことにより、利用者の安全の確保及び利便性の向上を図ります。	○汐入川水門点検 ○農業用水門整備工事実施設計 ○農道橋整備工事(1橋)	○汐入川水門点検 ○農業用水門整備工事(3門)	○汐入川水門点検 ○農業用水門整備工事(4門)
農業・漁業の新規参入者への支援	継続	農業・漁業従事者は高齢化や後継者不足が進行しています。このため、今後も持続可能な力強い農業・漁業を実現するために、意欲のある新規参入者への支援を行い定着を図ります。	○新規参入者に対する支援	○新規参入者に対する支援	○新規参入者に対する支援
機能保全計画に基づく更新事業	継続	水産施設の機能を保全するために必要な日常管理や保全・更新工事を盛り込み、効率的な維持管理、既存施設の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減化を図ることを目的として取りまとめた機能保全計画に基づき、今後の漁業施設の効果・効率的な改修等を行ないます。	○西防波堤工事	○1号胸壁工事 ○機能保全計画改訂の検討	○機能保全計画改訂は検討結果による
水産物を活かしたビジネスの創出	継続	商工会議所、観光協会等と連携し、町内他業種間での新たな水産加工品ビジネスの創出に取り組むことで、漁業経営基盤の安定化を図ります。	○新たな水産加工品の創出	○新たな水産加工品の創出	○新たな水産加工品の創出
保安林の管理	継続	松くい虫の防除・駆除を実施するとともに、松の植樹を行うことで、防風保安林などの保全形成を図ります。	○松くい虫防除 ○松くい虫伐倒駆除 ○松植栽 ○植樹箇所管理 ○植樹箇所管理方法の検討	○松くい虫防除 ○松くい虫伐倒駆除 ○松植栽 ○植樹箇所管理についてはR3年度の検討結果による	○松くい虫防除 ○松くい虫伐倒駆除 ○松植栽 ○植樹箇所管理についてはR3年度の検討結果による

芦屋町実施計画表 [令和3年度～5年度事業]

産業観光課 商工観光係 1

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域振興券発行事業への支援	継続	商工会が行う地域振興券発行事業に対し、プレミアム(上乗せ)分の一部を助成し、町内商工業の振興を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○プレミアム商品券(通常分・高額分)の発行補助 ○住民ニーズの把握、費用対効果分析のためアンケート調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○プレミアム商品券(通常分・高額分)の発行補助 ○住民ニーズの把握、費用対効果分析のためアンケート調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○プレミアム商品券(通常分・高額分)の発行補助 ○住民ニーズの把握、費用対効果分析のためアンケート調査
空き店舗・空き家を活かした起業・誘致	変更	空き店舗等の利用促進及びまちのにぎわいづくりのため、空き店舗等に出店する者に対し、補助金を交付します。	<ul style="list-style-type: none"> ○空き店舗等活用事業補助金の交付 ○制度のPR 	<ul style="list-style-type: none"> ○空き店舗等活用事業補助金の交付 ○制度のPR 	<ul style="list-style-type: none"> ○空き店舗等活用事業補助金の交付 ○制度のPR
町内事業者への支援拡充	変更	町内での中小企業の新たな事業の創出などによる地域経済の活性化、需要の増大、雇用の創出を目的として、新たに創業を行う方に対し、補助金を交付します。	<ul style="list-style-type: none"> ○制度融資による支援 ○企業誘致条例による支援 ○支援施策のPR ○創業促進支援事業補助金の交付 	<ul style="list-style-type: none"> ○制度融資による支援 ○企業誘致条例による支援 ○支援施策のPR ○創業促進支援事業補助金の交付 	<ul style="list-style-type: none"> ○制度融資による支援 ○企業誘致条例による支援 ○支援施策のPR ○創業促進支援事業補助金の交付
海が見える・海を活かした店舗の起業・誘致	変更	海が見える立地や、海の素材を活かした、小規模な店舗(飲食店・雑貨など)の起業支援や誘致を図るとともにマリレジャーなどに関連する店舗を誘致します。	<ul style="list-style-type: none"> ○チャレンジショップ新出店者の運営支援 ○創業促進支援事業補助金を活用した支援 ○空き店舗等活用事業補助金を活用した支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○チャレンジショップ新出店者の運営支援 ○創業促進支援事業補助金を活用した支援 ○空き店舗等活用事業補助金を活用した支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○チャレンジショップ新出店者の運営支援 ○創業促進支援事業補助金を活用した支援 ○空き店舗等活用事業補助金を活用した支援
IT・クリエイターの起業・誘致	継続	設備投資が少なく個人でも起業できるIT関連やデザイナー・ライターなどクリエイターの起業支援や誘致を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○創業促進支援事業補助金を活用した支援 ○空き店舗等活用事業補助金を活用した支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○創業促進支援事業補助金を活用した支援 ○空き店舗等活用事業補助金を活用した支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○創業促進支援事業補助金を活用した支援 ○空き店舗等活用事業補助金を活用した支援

芦屋町実施計画表〔令和3年度～5年度事業〕

産業観光課 商工観光係 2

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
農工商等連携	継続	農林水産業者と商工業者などが通常の取引関係を超えて協力し、お互いの強みを活かして売れる新商品の開発などの取り組み(農工商連携)について、町と商工会が連携を図りながら事業者のマッチングなどの支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○商工会を主体とした特産品の開発 ○マッチング可能な商品の情報収集 ○マッチング可能な事業者及び農漁業者との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○商工会を主体とした特産品の開発 ○マッチング可能な商品の情報収集 ○マッチング可能な事業者及び農漁業者との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○商工会を主体とした特産品の開発 ○マッチング可能な商品の情報収集 ○マッチング可能な事業者及び農漁業者との調整
芦屋産品の消費拡大	継続	芦屋産品の町内での販売、食事ができる場の仕組みづくりを推進します。また、付加価値を高めるためのブランド化や販路拡大の取り組みなどを商工会をはじめとする関係機関と連携し推進していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○芦屋ブランド(特産品等)認定制度の推進 ○芦屋ブランドの販路拡大(県外への出展) ○認定品のPR 	<ul style="list-style-type: none"> ○芦屋ブランド(特産品等)認定制度の推進 ○芦屋ブランドの販路拡大(県外への出展) ○認定品のPR 	<ul style="list-style-type: none"> ○芦屋ブランド(特産品等)認定制度の推進 ○芦屋ブランドの販路拡大(県外への出展) ○認定品のPR
指定管理者制度の導入・継続(観光施設)	継続	観光施設(国民宿舎マリントラスあしや、海浜公園、レジャープールアクアシア)に指定管理者制度を導入することで、民間事業者の能力を活用し、利用者に対するサービス向上及び経費の削減を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○指定管理者による運営 <ul style="list-style-type: none"> ・海浜公園(2/3年) ・レジャープールアクアシア(2/3年) ・マリントラスあしや(1/5年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○指定管理者による運営 <ul style="list-style-type: none"> ・海浜公園(3/3年) ・レジャープールアクアシア(3/3年) ・マリントラスあしや(2/5年) ○次期指定管理者に関する協議 <ul style="list-style-type: none"> ・海浜公園 ・レジャープールアクアシア 	<ul style="list-style-type: none"> ○指定管理者による運営 <ul style="list-style-type: none"> ・海浜公園(1/3年) ・レジャープールアクアシア、マリントラスあしやについてはR4年度の協議結果による
国民宿舎マリントラスあしやの整備	継続	快適な宿泊環境を提供し、サービスレベルを維持するため、施設・設備の改修を計画的に実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ○部分改修工事 ○設備等改修工事 ○地盤沈下調査の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○地盤沈下調査についてはR3年度の検討結果による ○外壁補修設計の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○外壁補修設計についてはR4年度の検討結果による
海浜公園・レジャープールの整備	継続	レジャープールの適切な維持管理を図るため、計画的な施設・設備の改修を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ○長寿命化計画に基づいた更新等の検討 ○海浜公園路面補修 ○レジャープールアクアシア音響設備更新 	<ul style="list-style-type: none"> ○長寿命化計画に基づいた更新等はR3年度検討結果による 	<ul style="list-style-type: none"> ○長寿命化計画に基づいた更新等はR3年度検討結果による
イベントの実施	継続	祭りあしやなど住民主体イベントの実施に対して支援を行います。また、住民が主体となって企画・運営するイベントの支援や新たなイベントの創出を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○祭りあしや事業補助金の交付 ○あしや花火大会事業補助金の交付 ○あしや砂像展事業補助金の交付 ○芦屋港での常設展示について検討 ○入場料の見直しについて検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○祭りあしや事業補助金の交付 ○あしや花火大会事業補助金の交付 ○あしや砂像展事業補助金の交付 ○芦屋港での常設展示について検討 ○入場料の見直しについてはR3年度の検討結果による 	<ul style="list-style-type: none"> ○祭りあしや事業補助金の交付 ○あしや花火大会事業補助金の交付 ○あしや砂像展事業補助金の交付 ○芦屋港での常設展示について検討 ○入場料の見直しについてはR3年度の検討結果による
観光推進プロジェクトの推進	継続	観光振興によるまちづくりを推進していくため、「芦屋町観光基本構想」にもとづく施策の展開を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○観光あしや協議会の開催 ○次期観光基本構想の策定に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○観光あしや協議会の開催 ○次期観光基本構想の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○観光あしや協議会の開催

芦屋町実施計画表 [令和3年度～5年度事業]

産業観光課 商工観光係 3

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
観光公園の整備	継続	観光公園(夏井ヶ浜はまゆう公園・魚見公園・城山公園)の整備を進めます。また、利用者の安全安心を確保するため、適切な維持管理に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○夏井ヶ浜はまゆう公園 ・中期整備の協議 ○魚見公園 ・計画的な整備に向けた検討 ・法面保護工事 ○城山公園 ・計画的な整備に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○夏井ヶ浜はまゆう公園 ・中期整備の協議 ○魚見公園 ・R3年度の検討結果による ○城山公園 ・R3年度の検討結果による 	<ul style="list-style-type: none"> ○夏井ヶ浜はまゆう公園 ・中期整備の協議 ○魚見公園 ・R3年度の検討結果による ○城山公園 ・R3年度の検討結果による
「芦屋町No. 1プロジェクト」の推進	継続	水産資源に着目した取り組みを展開することで、魚価の向上や販路拡大及び観光客増を図ります。また、さわらを中心とした水産資源を活かしたメニューの開発や特産品の開発を行うことで、関係者の成功経験を図るためのイベントを実施し、各産業への波及効果を目指します。	○芦屋町No.1プロジェクト推進支援	○芦屋町No.1プロジェクト推進支援	○芦屋町No.1プロジェクト推進支援

芦屋町実施計画表〔令和3年度～5年度事業〕

環境住宅課 環境・公園係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
芦屋町環境基本計画の推進	継続	「芦屋町環境基本計画」に基づき環境行政を総合的かつ計画的に推進していきます。	○環境審議会の開催	○環境審議会の開催 ○第2次芦屋町環境基本計画の策定(1/2年)	○環境審議会の開催 ○第2次芦屋町環境基本計画の策定(2/2年)
公園整備事業	継続	町内の都市公園(中央公園、芦屋海浜公園除く)の遊具や休憩施設などが老朽化しています。またライフスタイルの変化により公園の機能もニーズと適合しているとはいえないため、地域の皆さんの意見を取り入れながら、公園毎のニーズにあった公園整備を計画的に推進していきます。	○都市公園等除草・清掃 ○中央公園桜育成管理 ○中央公園芝刈り ○公園コンクリート遊具等撤去及び遊具の新設工事 ○都市公園等樹木剪定及び伐根の検討	○都市公園等除草・清掃 ○中央公園桜育成管理 ○中央公園芝刈り ○公園遊具の精密点検 ○都市公園等樹木剪定及び伐根はR3年度の検討結果による ○高浜児童公園フェンス補修 ○公園トイレの撤去・建替え・補修の検討	○都市公園等除草・清掃 ○中央公園桜育成管理 ○中央公園芝刈り ○公園修繕については、R4年度の公園遊具の精密点検結果による ○公園トイレの撤去・建替え・補修はR4年度の検討結果による
町営墓地整備事業	継続	町営墓地の台帳の整備、墓地内の通路確保・墓石への影響を考慮した樹木の枝払い・剪定などの整備を実施します。また、管理者不明墳墓の登録促進を実施します。	○鶴松墓地松くい虫防除墓石洗い ○御廟所墓地通路整備工事の検討 ○御廟所墓地法面補強実施設計	○鶴松墓地松くい虫防除墓石洗い ○大久保墓地樹木剪定 ○御廟所墓地通路整備工事はR3年度の検討結果による ○御廟所墓地法面補強工事	○鶴松墓地松くい虫防除墓石洗い
月軒憩いの広場整備事業	継続	町内で最も通過交通の多い国道495号線沿いの自衛隊緩衝地について、来町者や町民の憩いの空間を提供するため、九州防衛局と協議を進めながら整備を検討します。	○月軒憩いの広場整備事業の検討	○R3年度の検討結果による	

芦屋町実施計画表〔令和3年度～5年度事業〕

環境住宅課 地域振興・交通係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
自治区担当職員制度の推進	継続	「芦屋町住民参画まちづくり条例」による“協働のまちづくり”の実現のため、すべての職員が地域の活動に参加し、住民の皆さんによる自主的な地域づくりのサポートを目的として実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ○自治区行事支援 ○希望自治区のまちづくり計画策定支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○自治区行事支援 ○希望自治区のまちづくり計画策定支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○自治区行事支援 ○希望自治区のまちづくり計画策定支援
自治区活性化促進事業	継続	地域での基礎的なコミュニティである自治区の加入率向上のため、地域づくりの基礎となる自治区にもっと関心を持ってもらえるよう、自治区活動への支援や加入率向上に向けた取り組みを区長会・自治区と協働して実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ○自治区活性化事業 ・自治区担当職員制度による行事支援 ・自治区加入促進 ○区長会支援 ○地域要望受付 	<ul style="list-style-type: none"> ○自治区活性化事業 ・自治区担当職員制度による行事支援 ・自治区加入促進 ○区長会支援 ○地域要望受付 	<ul style="list-style-type: none"> ○自治区活性化事業 ・自治区担当職員制度による行事支援 ・自治区加入促進 ○区長会支援 ○地域要望受付
空家対策に関する事務(補助金制度含む)	継続	町内の空き家の実態について、住民からの情報を収集し、所有者に対し適正な管理を求めていくための方策を検討、実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ○芦屋町空家等対策計画に基づいた所有者への各種通知及び空き家相談業務 ○芦屋町老朽危険家屋等解体補助金の交付 ○芦屋町中古住宅解体後の新築住宅建築補助金の交付 ○空家(空地)バンク事業の推進 ○町内空家実態調査 ○芦屋町空家等対策協議会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○芦屋町空家等対策計画に基づいた所有者への各種通知及び空き家相談業務 ○芦屋町老朽危険家屋等解体補助金の交付 ○芦屋町中古住宅解体後の新築住宅建築補助金の交付 ○空家(空地)バンク事業の推進 ○芦屋町空家等対策協議会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○芦屋町空家等対策計画に基づいた所有者への各種通知及び空き家相談業務 ○芦屋町老朽危険家屋等解体補助金の交付 ○芦屋町中古住宅解体後の新築住宅建築補助金の交付 ○空家(空地)バンク事業の推進 ○芦屋町空家等対策協議会の開催
地域公共交通網形成計画の推進	継続	町民の交通手段を確保するため、芦屋タウンバス及び巡回バスを運行します。また、地域公共交通の維持・確保・改善のために、芦屋町地域公共交通会議を開催し事業の検討・協議を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○芦屋タウンバスの運行 ○巡回バスの運行 ○地域公共交通会議の開催 ○役場前バス停上屋設置工事設計 ○役場前バス停上屋設置工事 ○山鹿唐戸第2駐輪場上屋設置工事実施設計 ○山鹿唐戸第2駐輪場上屋設置工事 ○バスロケーションシステムの導入 ○バス停ベンチの設置 ○地域公共交通計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○芦屋タウンバスの運行 ○巡回バスの運行 ○地域公共交通会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○芦屋タウンバスの運行 ○巡回バスの運行 ○地域公共交通会議の開催 ○タウンバス車両購入

芦屋町実施計画表〔令和3年度～5年度事業〕

環境住宅課 住宅係 1

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
新婚・子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助事業	継続	新婚世帯及び子育て世帯の定住化促進を図るため、町外から転入してきた子育て世帯及び町内に居住する新婚世帯に対し、家賃の一部として、芦屋町商工会の商品券を補助します。	○新婚・子育て世帯補助金の交付 ○交付対象者へのアンケート実施	○新婚・子育て世帯補助金の交付 ○交付対象者へのアンケート実施	○新婚・子育て世帯補助金の交付 ○交付対象者へのアンケート実施
町営住宅長寿命化計画の見直し	継続	「芦屋町町営住宅長寿命化計画」の次期計画を策定します。	○町営住宅長寿命化計画の策定		
高浜団地用途廃止及び解体	継続	高浜団地については、「芦屋町町営住宅長寿命化計画」において、耐用年数や耐震、防災の観点から早急な対応が必要とされています。このため、入居者の移転を促進し、空家となった棟から順次解体撤去していきます。	○解体工事(空家棟から順次実施) ○入居者の移転補償 ○入居前整備	○解体工事(空家棟から順次実施) ○入居者の移転補償 ○入居前整備	○解体工事(空家棟から順次実施) ○入居者の移転補償 ○入居前整備
鶴松団地用途廃止及び解体	継続	鶴松団地については、「芦屋町町営住宅長寿命化計画」において、耐用年数や耐震、防災の観点から早急な対応が必要とされています。このため、入居者の移転を促進し、用途廃止及び解体を行います。	○解体工事(空家棟から順次実施) ○入居者の移転補償 ○入居前整備	○解体工事(空家棟から順次実施) ○入居者の移転補償 ○入居前整備	○解体工事(空家棟から順次実施) ○入居者の移転補償 ○入居前整備
町営住宅改善事業(緑ヶ丘団地)	継続	「芦屋町町営住宅長寿命化計画」に基づき、緑ヶ丘団地の改善を計画的に行います。	○6棟エレベーター設置工事 ○9棟外部改修及びエレベーター設置に伴う実施設計 ○アスベスト調査委託(8棟)	○9棟外部改修工事 ○9棟エレベーター設置工事 ○8棟外部改修及びエレベーター設置に伴う実施設計 ○アスベスト調査委託(10棟)	○8棟外部改修工事 ○8棟エレベーター設置工事 ○10棟外部改修及びエレベーター設置に伴う実施設計

芦屋町実施計画表〔令和3年度～5年度事業〕

環境住宅課 住宅係2

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
町営住宅改善事業(鶴松中層)	継続	鶴松団地内にある中層住宅で、S37年に建築されたA棟(4階建て24戸)とB棟(4階建て16戸)の2棟で構成されています。 安全性の向上や長寿命化を図るため、屋上防水を含め外部改修を実施します。	○外部改修工事(B棟)		
移住・定住促進事業	継続	人口減少を緩やかにしていくため、各種施策により、定住促進に努めます。	○移住相談会への参加 ○JOIN地域おこし移住フェアへの参加 ○ふるさと回帰支援センター移住相談会の参加 ○定住促進奨励金の交付 ○定住促進奨励金受領者アンケート実施	○移住相談会への参加 ○JOIN地域おこし移住フェアの参加 ○ふるさと回帰支援センター移住相談会の参加 ○定住促進奨励金の交付 ○定住促進奨励金受領者アンケート実施	○移住相談会への参加 ○JOIN地域おこし移住フェアの参加 ○ふるさと回帰支援センター移住相談会の参加 ○定住促進奨励金の交付 ○定住促進奨励金受領者アンケート実施
町営住宅使用料の徴収率向上	継続	住宅使用料等の未納者に対して、法的措置も含めた徴収強化対策を進め、徴収率の向上を図ります。	○建物明渡等請求訴訟、強制執行 ○職員による徴収強化(訴訟以外) ・電話催告 ・夜間徴収の実施 ・支払督促の実施	○建物明渡等請求訴訟、強制執行 ○職員による徴収強化(訴訟以外) ・電話催告 ・夜間徴収の実施 ・支払督促の実施	○建物明渡等請求訴訟、強制執行 ○職員による徴収強化(訴訟以外) ・電話催告 ・夜間徴収の実施 ・支払督促の実施

芦屋町実施計画表 [令和3年度～5年度事業]

都市整備課 土木係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
町道と国・県道の振り替え	継続	山鹿地区の国道495号など、利用者にとって、わかり易い道路網の整理を目的とし、国・県道と町道との振替えを図ります。	○福岡県と整備事項等に関する調整 ○町道移管予定路線	○福岡県と整備事項等に関する調整 ○町道移管予定路線	○福岡県と整備事項等に関する調整 ○町道移管予定路線
西祇園橋の架け替え	継続	西祇園橋は重要な生活道路であるとともに、町の玄関口としての機能も有しています。しかし架設から70年以上経過し老朽化が著しいことから、早期架け替えを推進していきます。また、町の玄関口としてグレードアップを協議します。	○福岡県へ早期架け替えの要望 ○グレードアップ及び取付道路等管理協定の協議	○福岡県へ早期架け替えの要望 ○グレードアップ及び取付道路等管理協定の協議	○福岡県へ早期架け替えの要望 ○グレードアップ及び取付道路等管理協定の協議
道路ストックの適正管理事業	継続	計画的に道路付属物(道路ストック)の維持・補修を実施するために、必要に応じて個別計画を策定し、老朽化している道路ストックの長寿命化とコスト削減を図ります。	○道路整備工事(4路線)	○道路整備工事(3路線)	○道路整備工事(4路線)
町内道路改良事業	継続	町道の適正な維持管理を図るため、劣化の程度に応じて、計画的に町道の整備を進めます。	○水路改良工事(1路線)		
山鹿詰所移転事業	継続	建物が老朽化し、また現在建物が建っている場所が土砂災害特別警戒区域に指定されているため、他の町有地への移転・建て替えを行います。	○山鹿詰所建替工事 ○旧山鹿詰所解体工事		

芦屋町実施計画表 [令和3年度～5年度事業]

都市整備課 下水道係 1

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
下水道管渠内面補修工事(部分補修)	継続	下水道管渠の損傷箇所を、部分的に補修し管渠内の補強を図ります。	○下水道管渠内面補修工事(部分補修)	○下水道管渠内面補修工事(部分補修)	○下水道管渠内面補修工事(部分補修)
下水道使用料の改定	継続	下水道事業の健全かつ継続的経営のため、適正な使用料負担とするため、定期的な使用料の改定を実施します。	○下水道使用料の改定の検討	○R3年度の検討結果による	○R3年度の検討結果による
下水道ストックマネジメント事業	継続	これまでは、各施設(管渠、処理場、ポンプ場)ごとに長寿命化計画を策定し、改築更新事業を行ってきましたが、R3年度以降は、すべての下水道施設を対象とした一つの改築更新計画(ストックマネジメント計画)を策定し、計画的に改築更新を実施することにより、安全・安心・安定的な汚水処理を実現します。	<ul style="list-style-type: none"> ○管路調査(汚水分) ○管路調査(山鹿不明水分)(1/3年) ○管渠更生実施設計 ○人孔更生基本設計 ○マンホールポンプ改築実施設計 ○浄化センター改築実施設計 ○処理場水処理施設改築工事(1/2年) ○ポンプ場改築工事(1/2年) ○下水道施設耐水化計画策定 ○中ノ浜ポンプ場No.1汚水ポンプ分解整備 ○浄化センター電気室無停電電源装置取替 ○顕微鏡購入 	<ul style="list-style-type: none"> ○管路調査(汚水分) ○管路調査(山鹿不明水分)(2/3年) ○管渠更生工事 ○人孔更生実施設計 ○マンホールポンプ改築工事 ○処理場管理本館改築・耐震補強改築工事 ○処理場水処理設備改築工事(2/2年) ○ポンプ場改築工事(2/2年) ○浄化センター脱水ケークベルトコンベア分解整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○管路調査(汚水分) ○管路調査(山鹿不明水分)(3/3年) ○管渠更生工事 ○人孔更生工事 ○マンホールポンプ改築工事

芦屋町実施計画表〔令和3年度～5年度事業〕

都市整備課 下水道係 2

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
下水道事業の広域連携	継続	「連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る連携協約」の締結により、下水道事業の広域化の検討に関する取り組みを推進します。	○水洗化勧奨業務	○水洗化勧奨業務	○水洗化勧奨業務
公共下水道整備計画に関する事務	継続	下水道施設の新規整備や改築更新を行うために、下水道全体計画、都市計画決定、下水道事業計画、都市計画下水道事業認可等の策定や関係機関との協議・調整、書類申請などの手続きを行います。	○必要に応じて、全体計画、事業計画の見直しを行う	○管路・マンホールポンプ実施設計	○管路・マンホールポンプ整備工事
下水道浸水対策事業	継続	浸水シミュレーション等に基づき、浸水原因を把握するとともに、ハード対策・ソフト対策を組み合わせた総合的な浸水対策を検討し、必要に応じて浸水対策施設の整備を行います。	○大君第2雨水幹線改修実施設計	○R3年度の大君第2雨水幹線改修実施設計結果による	

芦屋町実施計画表〔令和3年度～5年度事業〕

学校教育課 学校教育係 1

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
通学費補助事業	継続	保護者負担の軽減と定住化を推進するため、芦屋町に居住の小中高校生の通学費用の1/2を補助します。また、通学費補助を受けていない高校生に2万円を補助します。	○小中学校通学費補助金の交付 ○高校生等通学費補助金の交付	○小中学校通学費補助金の交付 ○高校生等通学費補助金の交付	○小中学校通学費補助金の交付 ○高校生等通学費補助金の交付
小中学校情報機器導入事業	継続	ICT(情報通信技術)を活用し教師の授業内容や方法の改善を通して、児童・生徒に「分かる」「できる」楽しさを実感させるとともに、ICT活用能力を身に付けさせるため、タブレット・電子黒板の導入、無線LANなどの環境整備、学習用ソフト・ICT支援員の導入による、ICT教育を推進します。	○ICT教育の推進 ○校務支援システムの導入検討	○ICT教育の推進 ○校務支援システムの導入についてはR3年度の検討結果による	○ICT教育の推進 ○校務支援システムの導入についてはR3年度の検討結果による
給食費補助の創出	継続	学校給食費の補助を創出し、児童生徒の保護者の経済的負担を軽減することにより、他自治体との差別化を図ります。	○給食費補助の検討	○R3年度の検討結果による	○R3年度の検討結果による
小中学校施設整備(建具改修工事)	継続	児童生徒が安全で快適な環境で学習できるよう、老朽化に伴う小中学校建具(防音サッシ等)の計画的な改修を進めます。	○東小学校建具改修設計 ○芦小・山小・芦中の建具改修工事の検討	○東小設計結果による事業費・工程等調整	○東小学校建具改修工事
小中学校施設整備(グラウンド整備工事)	継続	グラウンド状態を改善するため、グラウンドの整備を行います。	○小中学校施設整備の検討	○R3年度の検討結果による	○R3年度の検討結果による

芦屋町実施計画表 [令和3年度～5年度事業]

学校教育課 学校教育係 2

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
芦屋中学校吹奏楽楽器購入計画	継続	現在、芦屋中学校の吹奏楽部が使用している楽器に不具合が発生しているため、計画的に楽器購入を行い、吹奏楽部の備品を整備します。	○備品購入 ○R4年度に購入する楽器の選定	○R3年度の選定結果による ○R5年度に購入する楽器の選定	○R4年度の選定結果による ○R5年度に購入する楽器の選定
小中学校施設整備(外部改修工事)	新規	屋上及び外壁の経年劣化による雨漏りを防止するため、外壁改修を行います。	○東小学校外部改修工事設計	○設計結果による事業費・工程等調整	○東小学校外部改修工事
山鹿小学校プレハブ校舎購入事業	新規	リースしている山鹿小学校の仮設校舎を買い取るにより、トータルコストの削減を図ります。	○山鹿小学校プレハブ校舎購入	○山鹿小学校プレハブ校舎の修繕	
理科支援員配置事業	新規	理科授業の充実を図るため、専門的知識を有する理科支援員を配置します。	○理科支援員の雇用	○理科支援員の雇用	○理科支援員の雇用
国際理解教育ホームステイ派遣事業	継続	中学生を対象に、海外ホームステイを実施し、国際的感覚を学びグローバルな視野を持ち行動できる人材を育成します。	○ホームステイ派遣事業の実施(新型コロナの影響により中止)	○ホームステイ派遣事業の実施	○ホームステイ派遣事業の実施
給食費・奨学金貸付金の徴収率の向上	継続	給食費及び奨学金貸付金について義務の公平化及び徴収率の向上を図るため、未納者に対する法的措置の導入を行い、徴収強化の取り組みを推進します。	○徴収強化(電話催告・夜間徴収の実施等) ○法的措置(支払督促の実施) ○不能欠損処理に関する検討	○徴収強化(電話催告・夜間徴収の実施等) ○法的措置(支払督促の実施) ○不能欠損処理に関する検討 ○不能欠損処理についてはR3年度の検討結果による	○徴収強化(電話催告・夜間徴収の実施等) ○法的措置(支払督促の実施) ○不能欠損処理に関する検討 ○不能欠損処理についてはR3年度の検討結果による

芦屋町実施計画表〔令和3年度～5年度事業〕

生涯学習課 社会教育係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
ボランティア活動の支援	継続	ボランティア活動を活性化するため、ボランティア活動センターを拠点に、人材の発掘・育成や活動の支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動センターの運営 ○ぼらんていあキッズ事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動センターの運営 ○ぼらんていあキッズ事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動センターの運営 ○ぼらんていあキッズ事業
武道館の新設の検討	継続	武道館の新設について検討を行います。	○武道館の新設について検討	○R3年度の検討結果による	○R3年度の検討結果による
男女共同参画に関する事務	継続	芦屋町男女共同参画推進プランに基づき、啓発活動や男女がともに社会に参画しやすい環境整備を行い、男女共同参画社会の実現を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○住民講演会の実施 ○審議会の開催 ○第3次芦屋町男女共同参画推進プランの策定(1/2年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員研修会の実施 ○審議会の開催 ○第3次芦屋町男女共同参画推進プランの策定(2/2年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民講演会の実施 ○審議会の開催
人権教育・啓発基本計画の推進	継続	芦屋町の人権教育と人権啓発の取り組みを推進し、その取り組みが計画的に実行されているかを確認することにより、芦屋町の実情に即した人権教育・啓発の推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○芦屋町人権教育・啓発推進会議の開催 ○第2次芦屋町人権教育・啓発基本計画の策定(1/2年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○芦屋町人権教育・啓発推進会議の開催 ○第2次芦屋町人権教育・啓発基本計画の策定(2/2年) 	
ギャラリーあしや収蔵庫収納棚購入	新規	適正な絵画等の保存管理のため、収納用品を購入します。	<ul style="list-style-type: none"> ○スチール収納棚購入 ○スケッチ画等保存箱100箱購入 		

芦屋町実施計画表 [令和3年度～5年度事業]

生涯学習課 公民館・文化係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
芦屋東・山鹿公民館外壁改修工事	新規	屋上及び外壁の経年劣化による雨漏りを防止するため、外壁改修を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○山鹿公民館外壁アスベスト調査 ○芦屋東公民館外壁アスベスト調査 ○山鹿・芦屋東公民館外部改修工事実施設計 	○外部改修工事	

芦屋町実施計画表 [令和3年度～5年度事業]

生涯学習課 芦屋釜振興係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
鋳物師独立支援事業	継続	芦屋釜の復興を実現するために、「第2次芦屋釜の里振興計画」及び「芦屋鋳物師地場化推進計画」に基づいた、鋳物師の独立支援に取り組み、鋳物業の地場化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○工房鋳物師指導委託の実施 ○鋳物技術アドバイザー委託の実施 ○工房使用許可の開始 ○芦屋釜製作工房用地の貸付 	<ul style="list-style-type: none"> ○工房鋳物師指導委託の実施 ○鋳物技術アドバイザー委託の実施 ○工房使用許可 ○芦屋釜製作工房用地の貸付 	<ul style="list-style-type: none"> ○工房鋳物師指導委託の実施 ○鋳物技術アドバイザー委託の実施 ○工房使用許可 ○芦屋釜製作工房用地の貸付
芦屋釜の里魅力向上プロジェクト	継続	『芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略』の施策「オンリーワンの芦屋釜を活かした魅力づくり」に基づき、芦屋釜の里の観光施設としての付加価値の創出、他の観光資源とのネットワーク化などにより、魅力向上を図ります。また、鋳物師による鋳物の体験プログラムの創出など、鋳物師と連携した取り組みを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○集客の仕組みづくり ○回遊の仕組みづくり ○滞留時間向上 ○鋳物師と連携した体験プログラム創出 ○土産品開発 ○復興の取り組み情報発信 ○写真撮影場所等への活用 ○重要文化財指定芦屋釜新収蔵記念特別展の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○集客の仕組みづくり ○回遊の仕組みづくり ○滞留時間向上 ○鋳物師と連携した体験プログラム創出 ○土産品開発 ○復興の取り組み情報発信 ○写真撮影場所等への活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○集客の仕組みづくり ○回遊の仕組みづくり ○滞留時間向上 ○鋳物師と連携した体験プログラム創出 ○土産品開発 ○復興の取り組み情報発信 ○写真撮影場所等への活用
芦屋釜の里資料購入事業	継続	重要文化財指定芦屋釜を取得し、公開することで、芦屋釜復興事業のさらなる推進を図り、あわせて、地域振興における様々な効果及び町民のシビックプライドの醸成など、地域の高揚を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○収蔵展示施設改修工事 		